② 当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑯ 低入札価格調査対象となった場合には、上記⑬に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⑰ 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑱ エレベーターの供用開始後に保守管理業務を実施する者（以下「保守管理会社」という。）は、次の要件を満たすこと。

なお、保守管理業務の実施期間中に保守管理会社の契約辞退等の事態が発生した場合は、受注者の責任において、辞退した保守管理会社に代わり保守管理業務を実施する者を手配すること。

① 保守管理会社は、「昇降機保守管理契約書」及び「昇降機保守管理業務仕様書」（以下「保守管理業務仕様書等」という）に基づく保守管理業務が実施可能な体制を工事完成までに有する者であること。

② 保守管理会社は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等24時間出動可能な体制と、故障時等の緊急時には原則として通報を受けてから30分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に初期の現地対応が可能な体制を工事完成までに有すること。

なお、初期の現地対応とは、かご内の閉じ込めなど利用者の救出を目的とした対応をいう。

③ 保守管理会社は、当機構エレベーター仕様書で規定する「自動通報システム」を有していること。

④ 保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり又は機械室なし）の項目及び内容について、保守管理会社の監視センターにて遠隔点検を行える体制を工事完成までに有すること。

⑤ 保守・点検業務に関するマニュアルが整備されていること。

⑥ 保守管理会社は、工事完成までに、当機構東日本地区における平成27・28年度の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」のうち「サービス」又は「その他」の資格を有すると認定された者であること。

⑲ 保守管理会社は、保守管理業務仕様書で定める現場責任者及び現場担当者を配置できること。

なお、保守管理業務仕様書で定める現場責任者及び現場担当者とは、次の要件を満たす者とする。

① 現場責任者　昇降機の点検実務経験を15年程度、かつ、点検対象同型機の実務経験を５年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更に現場担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

② 現場担当者　昇降機の点検実務経験を10年程度、かつ、点検対象同型機の実務経験を３年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更にその作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。

⑳ エレベーターの保守管理業務に係る確認書の提出及び協定書の締結　工事完了後のエレベーターの保守管理業務の確実な実施を担保するため、申請書の提出時に「エレベーターの保守管理業務に係る確認書」及び「エレベーターの保守管理業務関係申告書」の提出並びに工事完了時までに「協定書」の締結を行うものとする。

㉑ 共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⑲をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

① 各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30％以上、３者で構成される場合にあっては、20％以上であること。

② 代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

㉒ 共同企業体としての資格の認定申請等

① 認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記４⑵の申請書、資料及び単価見積書の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出してください。）

なお、下記４⑵の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

② 認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴ 入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する企業の技術力、予定配置技術者及び施工計画等の評価項目、評価基準及び得点配分に基づき評価する（詳細は入札説明書参照）。

⑵ 総合評価の方法　上記⑴の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案が適切又は標準的なものには標準点100点を与え、さらに良好な提案等に上記⑴により加算点（最大30点）を与える。

⑶ 落札者の決定方法　入札参加者は「工事費」及び「保守管理業務費」の合計の「入札価格」と「企業の技術力」「配置予定技術者」「施工計画」等をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑵によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑷ 提案評価「施工計画」に関する留意事項

「施工計画」に関する記述は必須項目であるため、未提出、白紙提出の際は提出書類不備により失格とする。

４　入札手続等

⑴ 入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等の交付期間及び交付方法

① 交付期間　平成27年５月14日（木）から平成27年８月３日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後１時から午後４時まで。

② 交付方法等　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、別添のＦＡＸ専用の申込書（末尾に添付）を上記①の期間に送付し、申し込むこと。ＦＡＸ受領後、当本部コピーセンター受託業者である㈱ブルーホップより、ＦＡＸ受領日より３営業日後までに到着するよう発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

なお、送料については、料金着払にて発送するので宅配業者に支払うこと。

【ＦＡＸ番号】

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部　首都圏入札チーム

送信先　ＦＡＸ03―5323―4785

問合先　ＴＥＬ03―5323―2591

⑵ 申請書、資料及び単価見積書の提出期間、場所及び方法

① 申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札方式による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。